

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「施設」を「施設等」に改める。

第1条中「施設を」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）を」に、「利用」を「使用」に、「施設の」を「施設等の」に改める。

第2条第1項中「施設の」を「施設等の」に、「次の各号」を「次」に、「施設で」を「施設等で」に改め、「学校」の次に「（以下「開放校」という。）」を加え、「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「教育長」に改め、「いう。）」の次に「を対象として行うもの」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）武道場

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「施設」を「施設等」に、「委員会」を「教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第2項中「開放施設を有する学校（以下「開放校」という。）」を「開放校」に、「施設の」を「施設等の」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「施設の」を「施設等の」に改め、同条第2項中「委員会が」を「教育長が」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用時間及び開放を行わない日）

第5条 開放施設の使用時間及び開放を行わない日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、開放校の校長の意見を聴いて、使用時間及び開放を行わない日を変更することができる。

使用時間	午前6時から午後9時まで
開放を行わない日	12月29日から翌年の1月3日までの日

第7条を削る。

第8条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条第1項中「利用できる者」を「使用することができる者（以下「使用者」という。）」に改め、同条第2項中「利用できる者」を「使用者」に改め、同条を第6条とする。

第9条の見出しを「（開放施設の使用）」に改め、同条第1項中「（子どもの遊び場として開放している施設を除く。）を利用する」を「を使用する」に、「10人以上で構成する団体で」を「使用者2名以上で団体を構成し」に改め、同条第2項中「利用希望日の10日前」を「使用を希望する日の7日前」に、「開放施設利用申込書」を「開放施設使用申込書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会及び学校の指示に従うこと。
- (2) 常に善良な管理者の注意をもって開放施設を使用すること。

第9条第4項中「取消す」を「取り消す」に改め、同項の次に次の1項を加え、同条を第7条とする。

5 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による申込みは、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第10条第1項中「学校施設開放使用料（開放施設のうち体育館の使用料をいう。）」を「施設開放に係る使用料（」に、「別表」を「、別表」に改め、同条第2項中「第9条第2項の利用」を「前条第2項の使用」に、「利用団体」を「使用団体」に改め、「が体育館を利用する場合」を削り、同条を第8条とする。

第11条及び第12条を削る。

第13条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用目的」を「使用目的」に、「利用を」を「使用を」に改め、同条第1号から第4号までの規

定中「利用」を「使用」に改め、同条を第9条とする。

第14条の見出し中「利用」を「使用」に、「取消」を「取消し」に改め、同条中「利用団体」を「使用団体」に、「利用を」を「使用を」に、「又は利用許可を取消す」を「、又は使用の許可を取り消す」に改め、同条第1号中「開放管理者」を「委員会」に改め、同条第2号中「利用許可」を「使用の許可」に改め、同条第3号中「利用」を「使用」に、「取消」を「取消し」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第10条とする。

(3) 使用料を納付しないとき。

第15条を削る。

第16条中「利用団体」を「使用団体」に改め、同条を第11条とする。

第17条を第12条とし、第18条を第13条とする。

附則第5項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

開放施設	単位	金額		
		午前	午後1	午後2
		6時～12時	12時～6時	6時～9時
運動場	1時間当たり	120円		760円
体育館	1時間当たり	240円		
武道場	1時間当たり	200円		
特別教室	1時間当たり	240円		
陶芸窯（10キロワット）	1時間当たり	200円		
陶芸窯（20キロワット）	1時間当たり	400円		

ワット)

備考1 運動場及び体育館の半面を使用する場合の使用料は、半額とする。

- 2 1時間を超えて使用する場合は、超過時間15分ごとに、1時間当たりの使用料を4で除して得た額を増徴する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の規則第2条に規定する開放施設の使用をするための申込みに関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の廃止)

- 3 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則（平成19年川崎市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

制 定 理 由

開放施設として使用する運動場、武道場及び特別教室等に係る使用料を設定すること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市立学校の<u>施設等</u>の開放に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲で川崎市立学校の<u>施設及び設備</u> (以下「<u>施設等</u>」という。)を市民の<u>使用</u>に供すること (以下「<u>施設等の開放</u>」という。)によって、川崎市における生涯学習の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(開放施設)</p> <p>第2条 <u>施設等の開放</u>は、次に掲げる<u>施設等</u>で、<u>施設等の開放</u>を行う学校 (以下「<u>開放校</u>」という。)ごとに<u>教育長</u>が定めるもの (以下「<u>開放施設</u>」という。)を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 運動場</p> <p>(2) 体育館</p> <p><u>(3) 武道場</u></p> <p><u>(4) 特別教室</u></p> <p>(委員会及び校長の責任)</p> <p>第3条 <u>施設等の開放</u>に関する事務は、<u>教育委員会</u> (以下「<u>委員会</u>」という。)が管理するものとする。</p> <p>2 <u>開放校</u>の校長は、<u>施設等の開放</u>に関する一切の責任を負わないものとする。</p>	<p>川崎市立学校の<u>施設</u>の開放に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲で川崎市立学校の<u>施設</u>を市民の<u>利用</u>に供すること (以下「<u>施設の開放</u>」という。)によって、川崎市における生涯学習の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(開放施設)</p> <p>第2条 <u>施設の開放</u>は、次の各号に掲げる<u>施設</u>で、<u>施設の開放</u>を行う学校ごとに<u>教育委員会</u> (以下「<u>委員会</u>」という。)が定めるもの (以下「<u>開放施設</u>」という。)とする。</p> <p>(1) 運動場</p> <p>(2) 体育館</p> <p><u>(3) 特別教室</u></p> <p><u>2 委員会は、前項に掲げる施設を除く学校の施設を開放施設として、学校ごとに、別に定めることができる。</u></p> <p>(委員会及び校長の責任)</p> <p>第3条 <u>施設の開放</u>に関する事務は、<u>委員会</u>が管理するものとする。</p> <p>2 <u>開放施設</u>を有する学校 (以下「<u>開放校</u>」という。)の校長は、<u>施設の開放</u>に関する一切の責任を負わないものとする。</p> <p><u>(開放施設管理者)</u></p> <p>第4条 <u>開放校</u>に<u>開放施設管理者</u> (以下「<u>開放管理者</u>」という。)を置く。</p> <p><u>2 開放管理者は、開放施設の施設設備の管理、開放指導員の指導監督及び開放事務を行うものとする。</u></p> <p><u>(開放指導員)</u></p> <p>第5条 <u>開放施設</u>に<u>開放指導員</u>を置く。</p> <p><u>2 開放指導員は、開放管理者の指示に従い、開放施設の施設設備の管理、利用</u></p>

改正後	改正前				
<p>(学校施設開放運営委員会)</p> <p><u>第4条 施設等の開放を円滑に行うため、開放校ごとに学校施設開放運営委員会</u> (以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会の構成、職務内容及びその他必要な事項は、<u>教育長が別に定める。</u> <u>(使用時間及び開放を行わない日)</u></p> <p><u>第5条 開放施設の使用時間及び開放を行わない日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、開放校の校長の意見を聴いて、使用時間及び開放を行わない日を変更することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="152 579 987 679"> <tr> <td>使用時間</td> <td>午前6時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>開放を行わない日</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p>(使用者の範囲)</p> <p><u>第6条 開放施設を使用することができる者(以下「使用者」という。)</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に居住している者 (2) 市内に所在する会社に通勤している者 (3) 市内の学校に通学している者 (4) その他委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要があると認めるときは、<u>使用者の範囲を制限することができる。</u></p> <p><u>(開放施設の使用)</u></p> <p><u>第7条 開放施設を使用する場合は、使用者2名以上で団体を構成し、あらかじめ委員会に登録しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により登録した団体(以下「登録団体」という。)は、<u>使用を希望</u></p>	使用時間	午前6時から午後9時まで	開放を行わない日	12月29日から翌年の1月3日までの日	<p><u>者の指導及び安全確保に当るものとする。</u></p> <p>(学校施設開放運営委員会)</p> <p><u>第6条 施設の開放を円滑に行うため、開放校ごとに学校施設開放運営委員会</u> (以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会の構成、職務内容及びその他必要な事項は、<u>委員会が別に定める。</u></p> <p><u>(利用日時)</u></p> <p><u>第7条 開放施設の利用日時は、開放校の校長及び運営委員会の意見を聞いて、委員会が別に定める。</u></p> <p><u>(利用者の範囲)</u></p> <p><u>第8条 開放施設を利用できる者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 市内に居住している者 (2) 市内に所在する会社に通勤している者 (3) 市内の学校に通学している者 (4) その他委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要があると認めるときは、<u>利用できる者の範囲を制限することができる。</u></p> <p><u>(団体利用)</u></p> <p><u>第9条 開放施設(子どもの遊び場として開放している施設を除く。)を利用する場合は、10人以上で構成する団体で、あらかじめ委員会に登録しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により登録した団体(以下「登録団体」という。)は、<u>利用希望</u></p>
使用時間	午前6時から午後9時まで				
開放を行わない日	12月29日から翌年の1月3日までの日				

改正後	改正前
<p>する日の7日前までに、<u>開放施設使用申込書</u>により、委員会に申込みをし、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 <u>登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>委員会及び学校の指示に従うこと。</u></p> <p>(2) <u>常に善良な管理者の注意をもって開放施設を使用すること。</u></p> <p>4 委員会は、登録団体が前項の義務を怠った場合は、<u>第1項の登録を取り消すことができる。</u></p> <p>5 <u>第2項の規定にかかわらず、同項の規定による申込みは、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条 施設開放に係る使用料</u>(以下「使用料」という。)は、川崎市財産条例(昭和39年川崎市条例第9号)第3条第2項の規定により定め、その額は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の使用の許可を受けた登録団体</u>(以下「<u>使用団体</u>」という。)は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p>	<p>日の10日前までに、<u>開放施設利用申込書</u>により、委員会に申込みをし、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 <u>登録団体は、常に善良な管理者の注意をもって開放施設の利用にあたらなければならない。</u></p> <p>4 委員会は、登録団体が前項の義務を怠った場合は、<u>第1項の登録を取消すことができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第10条 学校施設開放使用料</u>(開放施設のうち体育館の使用料をいう。以下「使用料」という。)は、川崎市財産条例(昭和39年川崎市条例第9号)第3条第2項の規定により定め、その額は<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>第9条第2項の利用の許可を受けた登録団体</u>(以下「<u>利用団体</u>」という。)が<u>体育館を利用する場合は、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>3 使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p><u>第11条 委員会は、川崎市財産条例第3条第3項の規定により準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、次の各号に掲げる利用団体について、使用料を免除するものとする。</u></p> <p>(1) <u>子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上が子どもである場合に限る。</u></p> <p>(2) <u>障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成する団体</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定によるほか、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする利用団体は、使</u></p>

改正後	改正前
<p>(使用の不許可)</p> <p>第9条 登録団体の<u>使用目的</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>使用を許可しないものとする</u>。</p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための<u>使用</u>その他政治的活動のための<u>使用</u></p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための<u>使用</u>その他宗教的活動のための<u>使用</u></p> <p>(3) 専ら営利を目的とするための<u>使用</u></p> <p>(4) その他委員会が不相当と認める<u>使用</u></p> <p>(<u>使用</u>の中止及び許可の<u>取消し</u>)</p> <p>第10条 委員会は、<u>使用団体</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その<u>使用を中止させ</u>、又は<u>使用の許可を取り消す</u>ことができる。</p> <p>(1) <u>委員会の指示に従わないとき</u>。</p> <p>(2) 虚偽の申請により<u>使用の許可</u>を受けたとき。</p> <p>(3) <u>使用料を納付しないとき</u>。</p> <p>(4) <u>その他委員会が使用の中止又は許可の取消しの必要を認めたとき</u>。</p> <p>(事故の責任)</p>	<p><u>用料減額又は免除の申請をしなければならない</u>。</p> <p>(<u>使用料の不還付</u>)</p> <p>第12条 既納の使用料は、<u>還付しない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <u>利用団体の責めに帰することができない事由によって利用することができないとき</u>。</p> <p>(2) <u>利用団体が利用の中止を届け出て、委員会が相当の理由があると認めるとき</u>。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第13条 登録団体の<u>利用目的</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>利用を許可しないものとする</u>。</p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための<u>利用</u>その他政治的活動のための<u>利用</u></p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための<u>利用</u>その他宗教的活動のための<u>利用</u></p> <p>(3) 専ら営利を目的とするための<u>利用</u></p> <p>(4) その他委員会が不相当と認める<u>利用</u></p> <p>(<u>利用</u>の中止及び許可の<u>取消</u>)</p> <p>第14条 委員会は、<u>利用団体</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その<u>利用を中止させ</u>又は<u>利用許可を取り消す</u>ことができる。</p> <p>(1) <u>開放管理者の指示に従わないとき</u>。</p> <p>(2) 虚偽の申請により<u>利用許可</u>を受けたとき。</p> <p>(3) <u>その他委員会が利用の中止又は許可の取消の必要を認めたとき</u>。</p> <p>(<u>利用者の弁償責任</u>)</p> <p>第15条 利用団体は、開放施設の施設設備を故意又は過失によってき損又は滅失したときは、<u>弁償の責めを負うものとする</u>。</p> <p>(事故の責任)</p>

改正後	改正前
<p><u>第11条</u> 施設の開放中に発生した事故は、委員会の責めに帰すべき場合を除き、<u>使用団体</u>がその責めを負うものとする。</p> <p>(附属様式)</p> <p><u>第12条</u> この規則の施行について必要な様式は、教育長が定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>	<p><u>第16条</u> 施設の開放中に発生した事故は、委員会の責めに帰すべき場合を除き、<u>利用団体</u>がその責めを負うものとする。</p> <p>(附属様式)</p> <p><u>第17条</u> この規則の施行について必要な様式は、教育長が定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(電子情報処理組織を使用する方法による申込みの試行的実施)</u></p> <p><u>5 委員会は、教育長が別に定める期間及び学校において、登録団体が開放施設を利用する場合における申込みを、電子情報処理組織を使用する方法により試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条第2項中「10日前」とあるのは「3日前」と、「開放施設利用申込書」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法」とする。</u></p>

改正後					改正前	
別表（第8条関係）					別表（第10条関係）	
開放施設	単位	金額			学校名	金額 (1時間当たり)
		午前	午後1	午後2		
		6時～12時	12時～6時	6時～9時		
運動場	1時間当たり	120円		760円	大師小学校、浅田小学校、小杉小学校、坂戸小学校、下作延小学校、西野川小学校、鷺沼小学校、西有馬小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、平小学校、長尾小学校、宿河原小学校、下布田小学校、真福寺小学校、稲田中学校 旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校、木月小学校、下小田中小学校、大谷戸小学校、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久末小学校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、菅生小学校、三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘小学校、栗木台小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、菅中学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中学校、白鳥中学校 殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、荻宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新	150円
体育館	1時間当たり	240円				200円
武道場	1時間当たり	200円				
特別教室	1時間当たり	240円			200円	
陶芸窯（10キロワット）	1時間当たり	200円			200円	
陶芸窯（20キロワット）	1時間当たり	400円			250円	

備考1 運動場及び体育館の半面を使用する場合の使用料は、半額とする。

2 1時間を超えて使用する場合は、超過時間15分ごとに、1時間当たりの使用料を4で除して得た額を増徴する。

改正後	改正前	
	<u>作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、西高津中学校、平中学校、金程中学校、王禪寺中央中学校、龔学校、中央支援学校、田島支援学校、田島支援学校桜校</u>	
	<u>さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、川崎中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、西中原中学校、橘中学校、高津中学校、東高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、枅形中学校、南菅中学校、生田中学校</u>	300円
	<u>東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校</u>	350円
	<u>御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校、土橋小学校、中野島小学校、西菅小学校、生田小学校、西生田小学校、東柿生小学校、柿生小学校、桜本中学校、平間中学校、向丘中学校、中野島中学校、麻生中学校</u>	400円
	<u>古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校、王禪寺中央小学校、今井中学校、</u>	450円

改正後	改正前	
	菅生中学校	
	子母口小学校、橘小学校、東生田小学校、百合丘小学校、川中島中学校、富士見中学校、東橘中学校、柿生中学校、はるひ野中学校	<u>500円</u>
備考 <u>体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額とする。</u>		